第（1）回 八代市住民自治推進検討委員会会議録

開催日時	平成 18 年 2 月 17 日（金）13：30～15：40
開催場所	やつしろハーモニーホール 3Ｆ第 2 小会議室

■ 出席委員

委員長	荒木　昭次郎	委　員	岩田　美江子	委　員	山田　豊
副委員長	山本　正人	〃	吉田　昭造	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	小笠原　亨
委　員	草部　史考	〃	上村　宏子	〃	本田　勉
〃	松村　政利	〃	黒田　武生	〃	永原　辰秋
〃	寺岡　甚蔵	〃	山本　清人	〃	稲田　新一
〃	竹原　基信	〃	緒方　勢一	〃	

■ 欠席委員

■ 出席職員

役　職	氏　名	役　職	氏　名
地域振興担当課長	米田　健二		
地域振興担当審議員	坂口　孝幸		
地域振興担当副主幹	澤田　宗順		
地域振興担当主任	村上　修一		

■ その他の出席

役　職	氏　名	役　職	氏　名
助役	片岡　楯夫		

■ 協議事項

①正副委員長の選出について
②スケジュール（案）について
③住民自治によるまちづくりの推進について
④住民と行政の連携方策について

■ 議事録

（助　役）
・委嘱状交付
・挨　拶
（事務局）
・委員及び職員紹介
（事務局）

議事に入ります前に、今後、検討委員会を運営するうえで、あらかじめ委員長及び副委員長を決めて頂く必要があります。

設置要領の第 4 条第 1 項には、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっています。如何致しましょうか。

（委　員）

私たち、よくわかりませんので、事務局で案がございましたらお願いします。

（事務局）

ただ今、事務局に案があったらというご提案がありましたが、いかがいたしましょうか。

※異議なし

（事務局）

それでは、特にご推薦がないようですので、事務局といたしましては、これまでの経験といいましょうか、地方自治論や市民と行政の協働について研究、さらには全国の各自治体で懇話会や審議会委員長を務めていらっしゃいます荒木委員さんに委員長をお願いしたいと考えています。

副委員長には、住民自治という観点から、これまで、自治会長として、さらに市政協力員として、長年携わっていらっしゃるということから、山本委員さんをご推薦したいと思います。いかがいたしましょうか。

※了　承

（事務局）

それでは、ご了承をいただきましてので、委員長の荒木委員さん、副委員長の山本委員さんは、席のご移動をお願いいたします。

それでは、荒木委員長より一言ご挨拶をお願いします。

（委員長）

荒木でございます。41 年ぶりに東京から熊本へ舞い戻って参りました。それから 5 年が経ちました。熊本に帰ってきましたときに 94 の自治体がありまして、94 全部を回ってやろうと考え、仕事の合間に回って、約 3 年かかり、一応、県内の市町村全部回りました。ところが、現在では合併が進みまして、60 の自治体となっております。八代市も昨年合併しまして、広大な面積を抱える自治体になったようでございます。

そこで、八代市さんの方から、こういう問題についての委員になってくれないかというご要請がありまして、先ほどからテキパキとして進められ、そのとおりになってしまい、委員長の椅子を与えられてしまったという感じで、否定するわけもいきませんので、仕方がないかなという感じでお受けしたわけです。

先ほどご案内がありましたとおり、私がこの問題に取り組み始めまして、かれこれ 20 年前になります。今、全国の全部の自治体で住民と行政の協働をまとめ上げて、政策の中心に位置づけて取り組んでいます。特に一昨年、合特法だけでなく、地方自治法の改正において、地域自治組織の問題、合併特例法による地域自治区の問題が制度的に取り込まれ、住民自治を強化していく手法が整備されました。

もう一点だけ申し上げておきますと、先ほど助役さんも行政改革のことに関連づけて、住民自治のことをおっしゃいました。住民自治活動を積極化していけば、相当の行政改革に繋がるということ、そのことをこの委員会において、皆さん方が喧々諤々、議論をしていただき、住民自治とはそういうことなんだということを理解して進めていただくことを期待しています。何でもかんでも住民の方が行政に依存をする形から、自分たちでやれるものはやっていく、これが自治でございますので、それをやっていくことによって、行政が余計なことまで手を出していたものを、住民の力でもって押し返して行く。そういうことが、これからの自治体行政において重要なことであり、必要なことであると思っております。そういう方向で議論をしていただければありがたいと思います。

なお、この会議は長丁場であり、スケジュール表によりますと 8 回ほど予定されています。よりよい成果が得られますよう皆さん方のご協力、ご理解をお願いしておきます。どうも失礼しました。

（事務局）

ありがとうございました。次に山本副委員長よりお願いします。

（副委員長）

お世話になります。

旧八代市の市政協力員の会長の山本です。出身は、太田郷です。以前は太田郷農協を 30 数年しておりましたが、平成 4 年から市政協力員、もともと嘱託員と申し上げておりましたが、途中から市政協力員ということになりましたが、延々と 14 年やっています。そういうことで、長い間八代市のお手伝いをやってきましたけども、今度、合併をしましたので、皆さんと一緒に、また委員長を支えて頑張って行きたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。

（事務局）

ありがとうございました。早速、協議事項に入って行きたいと思いますが、八代市住民自治推進検討委員会設置要領の第 5 条の第 1 項に「委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。」と規定してありますので、これから先は、委員長に会議の進行をしていただきたいと思います。宜しくお願いします。

（委員長）

それでは、今日は第 1 回でございまして、中身の濃い話をして行くことは、

もともと無理なことでございます。ですが、ここにありますように、議題 6 の①の「スケジュール（案）について」とありますので、簡単に事務局の方からお願いします。
（事務局）
　※スケジュール（案）説明

（委員長）
　ただ今、説明をいただきました。何かわからない点、質問はございませんでしょうか。一応、こういう予定で進めて行くということでございます。
　スケジュールについては、このままでよろしいかと思います。続きまして、議題②「住民自治によるまちづくりの推進」ということでございます。では、どういうことなのか、噛み砕いて、判りやすく説明をしていただきたいと思います。
（事務局）
　※資料説明

（委員長）
　「住民自治によるまちづくりの推進」について、資料をもとに説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。
（委　員）
　ひとついいでしょうか。庁内の検討委員会の構成メンバーは各部から 1 名程度となっていますが、例えば、旧鏡町からは支所長さんがなっていますよね。支所からの意見はどういう形で吸い上げられるのでしょうか。庁内で調整されると思いますが、各支所からこのメンバーに選出されることは検討されなかったのでしょうか。
（事務局）
　支所の方につきましては、総合調整室が支所を統括している関係から東陽支所から 1 名参加していただています。また他の部から 1 名参加していただいているということで、支所は、庁内検討委員会に 1 名参加していただいているということです。
（委　員）
　支所から 1 名入るということですか。
（事務局）
　支所のとりまとめを総合調整室でやっています。
（委　員）
　ということは、各支所を代表して、総合調整室の人が出られるということですか。

（事務局）
　東陽支所が代表して庁内検討委員会に出ているということです。
　総合調整室から 1 名、行政管理部から 1 名、企画財政部から 1 名、市民環境部から 1 名、健康福祉部から 1 名、産業振興部から 1 名、建設部から 1 名、教育委員会から 1 名ということで 8 名での委員会となります。
（委　員）
　各部の課長補佐クラスで構成されているということですね。
（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）
　総合調整室の構成といたしましては、本庁に３課がございます。加えまして、5 つの支所がございまして、今回の住民自治推進庁内検討会議、これは課長補佐級で構成しておりまして、その５つの支所の中から、課長補佐級を代表しまして、選定をしたということです。したがいまして、支所の代表として入っております。また、今回、オブザーバーでして 4 名入っておりますが、部長級 2 名、支所長も部長級でございますが、その５つの支所の代表として、鏡支所長が、この会にお入りいただいているというような意味でございます。
（委　員）
　それは判ります。各地区の要望についてカバーできるのかどうか、2 名いますので問題ないかと思いますが、小さい問題は、課長補佐級であれば、地元の問題も把握しているわけです。ですので、各支所から、このメンバーに入れていただきたい。庁内の推進体制として、入れてもらえないかなと。
（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）
　ご趣旨は、十分理解をいたしまして、なるべく支所の意見が反映できるように私共も精一杯進めて参りたいと思います。そこで、一つの方策として、私共、総合調整室で支所長会議というのを持っています。各支所長さん 5 名、毎月 1 回、定期的に会をしております。今回の「住民自治推進検討委員会」この事柄についても、ご報告を申し上げております。また、結果につきましてもご報告を申し上げながら、各支所の意見が十分反映できるように、ご指摘のとおり努めて参りたいと考えております。
（委員長）
　全体として、ご説明いただきました内容は、かなり要領よくまとめていただいている資料だと思いますが、考え方としましては、行政側の考え方を基点にしてまとめられているという点です。
　せっかく住民の立場で皆さんお見えでございますので、住民の考え方、またどこかお気付きの点がございましたら、事務局の方へ、住民の立場からして、こうだというご意見をお出しになってもよろしいかと思います。何かありますか。
　一応、こういう内容に沿いまして、「住民と行政の連携方策について」考えて

いくことになるわけですが、オブザーバーの 4 名の方から資料説明の補足、或いは担当分野から見て、何かありましたら。ご指摘や意見を出していただければと思います。

それでは、私の方から一つ気付いたことについて、資料の 11 ページに災害の図がありまして、自主防災活動の必要性ですね。本当に災害が起きた時は、全部壊れてしまうと、行政も全部壊れてしまうし、住民組織も壊れます。その中から、一体何がというと、同じ立場で災害にあった場合連携しあうといったことが神戸の場合は起きたのです。既存の体制が全部壊れてしまって、生きるか死ぬかの段階から、今神戸は成り立っているという側面があります。

例えば、大分の日田市の中津江、去年の大水害で閉ざされてしまった。この新八代市の場合でも、泉町が閉ざされてしまったような状態が起きました。合併して広くなったのは良いけども日常生活が成り立たなくなるような事態に備えて、じゃ自主防災何ができる、従来の発想を頭から切り替えて、新しい発想で取り組むようなことを考えておかないといけないかなと。行政は壊れてしまうのです。行政、消防、警察、市役所が壊れてしまうと思わないといけない。住民自治団体も壊れてしまう。その中からどうやるか、何を作り出すか、その新しい発足が必要だから、その点を考えておかなければならないということです。そうすると自己決定、自己責任の担い手といいますか、新たな創出、どういう単位から生み出すことができるのかと、ここら辺、少し知恵を出し合っておいた方がよろしいのではないかと思います。

ですから行政がやってあげるという形のものなのです。震災が起きると行政も壊れるということも思っておかないといけないということですね。

（委　員）

今の防災組織の件ですけども、八代の防災組織は 47 箇所ですね、それで旧八代市はそういう状態ですね。4 年程前から校区でもって、防災訓練を行っているわけです。昨年は別府市の防災組織を見にいきました。あそこは 100%できています。その前は鹿児島の千日一丁目の防災組織を見に行きましたが、そこは振興住宅で 400 世帯程ありました。非常に住民の強力体制はなかったのですけども、台風 19 号で、甲突川の橋が全部流れてしまったということです。千日 1 丁目の殆どが軒上まできたということです。振興住宅ですから、非協力的な人たちがですね、皆集まって、そして防災組織を作って立派に作り上げたというふうな意見を聞きまして、非常に感動したわけですが、やはり、今申し上げられましたように防災組織というのは、やはり今度、合併しましたので、是非、100%作っていただきたいと。1 月 17 日にＮＨＫの放送をありましたけども、九州では日奈久・布田川断層のことを言っていました。これは新聞紙上に乗っていましたけども 30 年以内に 6%の確立で、マグニチュード 7、8 の震災が起きると言っていまし

た。やはり八代も合併したのですから、100%、防災組織のないところは、私たち市政協力員としては、そういうふうに話し合っていますのでひとつ宜しくお願いしておきます。

（委員長）

要は、地域の安心安全のまちづくりを地域で構成している人たちで、自分ができる範囲でやっていくということだと思います。ですから、地域単位、地区単位、或いは人単位、お年寄りは、お年寄りでできる範囲、子供は子供でできる範囲というような形で、何かできる範囲を集めていけば、何かあった場合に、乗り越えていくことができると。そういう地域社会が支えあう、支えあいという福祉の言葉ではなくて、人々が生きていくための言葉であると思います。

それでは、3 番目の「住民と行政の連携方策について」45 分程度、ご自由にご意見を出していただこうと思っていますけども、今まで事務局の方から、住民自治について、ご説明があったのですが、かなり硬いお話があったかと思います。住民自治というのは一体なのだろうということですが、いきなりこんな分厚い資料を出されて、それを見て、住民自治とはなんぞやということ、意見を出せということはかなり難しい。そこで少し具体的なデータがここにございます。参考資料というのがございます。この参考資料を見ますと各行政区、或いは行政連絡機構と。これがどういう形になっているのか、どういう体制で行われているのか、どういう対処範囲なのかというようなことがございますので、要所、要所をちょっと、地域の自治活動が結びつくようなことが行われておりますよとか、そういったことを事務局の方からご説明をお願いできますか。これを見ると判りやすいし、意見も出しやすいと思います。

（事務局）

現行の行政連絡機構、これは、合併前の旧市町村単位での業務内容ということでございます。旧八代市の方としましては、市政協力員制度を採っておりまして、現在 190 名の非常勤特別職の方がいらっしゃいます。中身につきましては、2 ページ以降にそれぞれ、どういった行事を市の方からお願いをしているのかということが書かれております。次に坂本村から泉村についても、同じなのですが、現況ではかなり、それぞれ違った業務内容を現在、町内長さんを中心に業務を取り組んでいただいているということになります。

合併した後につきましては、具体的な中身につきましては、現在、市民生活課の方で、整理作業を行っているということでございます。具体的な、詳しい中身につきましては、私どもの方で承知していないことから、次回の検討委員会の中で、資料をご提示したいと思います。

（委員長）

今、もう一つは、新八代市の各地区対象に、アンケート調査を考えていらっし

ゃるようです。地域の自治会の実態を把握した上で、そして、その内容に応じて議論を深めていこうという段取りも言われております。それはそうとして、よろしいのですけども、先ほど申し上げましたように、今日は一回目ですから、あまり深いことを最初からやっていくことは、大変辛いことでございます。

今ご説明ありましたのは、行政の下請け的な地域自治組織という感じが、若干出ているような感じがするわけです。そうではなくて、対等な関係ということを、どの辺で打ち出すのかという点が一つ出て来ようと思いますが、その点、何かお気づきのところはございますでしょうか。住民側、行政側、双方にとって、あろうかと思うのです。

例えば、何かお金を頂戴というのが、先ず前提にあって、そういう助成金が出るから申し込んで行こうという感じが強い。また、お金をもらうとどうしても、行政からの下請け感覚になっていってしまう。行政の方も下請け感覚と、住民の方も下請け感覚という形になってしまいはしないかと。ですから、自治活動という以上は、少しでも突破していかないといけない面があるのではないかと。住民の方から、行政に対等で物を言う権利、権利行使ができるということも一定程度考えていかないといけない。そうしないと、せっかくこういう形で、住民自治ということをテーマにおいて、何かをやって行こうとしても、その行政依存型、或いは行政におんぶに抱っこされた中での住民自治活動に陥ってしまう。それではこれから先はいかんと思う、違うのかなということなのです。

（委　員）

住民の立場から、具体的な問題はさて置き、八代地域は合併して規模が大きくなった。広域になった。それなりに自治問題を考える場合に色々問題があると思うのです。大きく作っても、旧市町村単位でも、地域の特性と言いますか、歴史も違うし、文化も違う。住民層の構成も違う、当然なことながら自治活動の中身も違ってくると思うのです。そこら辺からいうと、ここで論議すると、下手すると基本的な問題、或いは最大公約数的な問題にならないかなという気を持っているものですから、例えば、「八代地域分権型社会を目指して」という冊子を見まして、以前、３回勉強をさせてもらったことがあります。

この５ページに「したがって、住民自治を考える上では、現況を把握・・・。」というものがあります。ですから、私は、イメージとしては、ある程度把握しているつもりですが、この自治を考える場合は、先ずは、現況が、旧市町村の全体として、自治を整理する場合、どういう現況であるのか、概要でも結構ですから、事務局の考え方、或いは分析を一応、こういう問題があるとか、全般的にこうですよとか、できれば発表していただくと、後で論議する場合にしやすい。

（委員長）

よろしいですか。今のご質問につきまして、先ほどアンケートを取って、実情

を把握して議論を深めたいという構想があると申し上げました。アンケートのことを考えているのであれば、そのことを説明していただき、調査を実施し、把握したいと説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

はい。先ほど委員長からもアンケート調査の件が、また、委員さんからもアンケート調査のご質問があったと思いますけども、今回の会議を踏まえまして、現況のアンケート調査を実施したいと考えております。対象者としましては、現在の自治会組織の長で、町内会長さん、或いは区長さん、嘱託員さんを対象としたアンケート調査を早速、中身を整理しまして、調査に入っていきたいと考えております。

（委員長）

何か現時点で具体的にわかっていることがあれば、言ってほしいということです。現時点で把握されているものはありますか。

（事務局）

そうですね。先ほど、説明をしたとおりでございまして、現在の自治活動の詳細な中身につきましては、把握をしていきたいと考えております。

（事務局）

現在の自治会活動は旧市町村それぞれございます。例えば、旧八代市であれば、地区社協であるとか総社教、坂本さんの場合では、地域振興会ですが、そういったものも把握はしているのですが、それぞれ中身がバラバラなものですから、そういった現況を調べ、旧市町村の今ある団体の具体的な中身も資料として、次回にはお出しをしたいと思っております。

（委　員）

今、事務局から坂本の地域振興会の話が出ましたが、この議論の中で、地域振興会の中身を踏み込んだ形で検討はされるわけですか。

（委員長）

地域振興会の性格、どういったものか。普通の町内会、自治会とは性格が違うのですかね。

（事務局）

これから取り組む内容といいますか、それぞれの、例えば、坂本の地域振興会、旧八代市であれば、総社教ですね。それぞれの旧市町村単位での取り組み方が違いますので、踏み込むかと言われますと、先ずは現況を把握しまして、今後の新八代市の中での、いわゆる住民自治のあり方はどうかという方向性をこの会議でお示しいただきたいというふうに考えております。場合によっては、若干踏み込むこともあるかもしれませんが、それは、当然、先ほど委員さんが言われましたように、それぞれの地域特性というものもございます。その点も含めたところで、

検討委員会の中で議論をいただければというふうに考えております。
（委員長）
　ただ今のご説明では、やはり地域が広くなりますので、それぞれ地区があるわけでございますので、その地区の特性、歴史・伝統・文化おのおの持っているわけですね。それをなくして画一的にやってしまうと、行政としては、効率的にやれるかもしれませんが、しかし、地方分権という考え方からすると、必ずしも、そうはいかないような気がします。
　もう一点は、地方分権という場合に、先ほどの説明の中もそうだったのですが、垂直的分権の枠からちょっと出てほしいということ。これは、中央政府から都道府県、都道府県から市町村へと、上から下へ権限を委譲していく、そういう形の地方分権のことを垂直的分権と言います。では、市町村レベルで行き着いた先は、あとは何も権限委譲はないのかと、いわゆる上から下というような。そういう捕らえ方の権限委譲。そうではなくって、お互いに役割を分担しあって、ある目的を達成していくという考え方。であれば、それぞれの役割を担う主体を認め合えばよろしいわけです。坂本地区のＡという地区をひとつの主体として認める。その主体は、こういうことができます。それでは、できることは、そこにお願いをします。これが、いいやり方なのです。こういう分権の委譲を水平的分権といいます。だから、垂直的分権から脱皮して、水平的分権の考え方。各地区は各主体であると。その主体性をお互い認め合う、その地区の主体が担えることは、担っていただく。必要な権限や財源は、委譲するという基本的な考え方を置いておかないといけない。これが、住民自治を本当に実のあるものにしていく、一つの考え方ということなのです。本当に自治を認める、住民自治をやりたい、強化したいということであれば、できることをやっていただく。そのための行政は支援という立場に回っていただく。そういう考え方でないと住民自治は充実・強化はしませんよということだろうと思うわけです。小学校区程度を一つの地区単位として、そこの歴史・伝統・文化を守り育てていく、地区がそれぞれ連携して、より広いところのなすべき目標といいましょうか、その目標を達成するために各地区は何ができるかと言うことをネットワーク化し、考えて導き出していくということ。これが新八代市で委員会を設けられている主旨ではなかろうかと思います。
（委　員）
　旧八代市におきまして、事務局からおっしゃいました総社教、総社教というのは小学校区単位でやっているのですが、それと同時に、社会福祉協議会の方でやっていますけども地区社協というのも小学校校区単位でやっているわけです。福祉会の方では、ゆりかごから墓場までというように、その校区の特徴を活かしていく。先ほど、委員がおっしゃいました防災訓練なんかも、市政協力員さんが中心とやられるのを他の各種団体が動き足となって動いていくと。そうやって、小

学校区みたいな小さな単位の方がやっていけるのではないかと思います。
（委員長）
　そうですね。大きいことはできなくても、小さいところでは生活に身近な事柄はかなりカバーできる。そういう面は、必然的に備えているものですから、活動自体の中身です。
（委　員）
　今、言われたように、千丁町は、小学校区からすると１校です。その中で行政区は１６あります。ひとつに校区単位でするにしても、今ある行政区ですね、１６校区である程度、話し合って、どういうことをやっていくかを話し合わなければならない。頭こなしに校区の頭から「こうやってくれ」と言われてもなかなかうまくやれない。それで、この前、うちの寄り合いで、うちの区長が申しましたことは、「自主防災組織を作ってくれ」と、頭からの要望だったみたいですね。やはり、地域の実情をいかに把握して、いかに浸透させていくかが、一番問題ではないかと思うわけです。
　それと、ここの行政の連絡表を見まして、名称がそれぞれバラバラです。市政協力員から嘱託員から区長さんから、いろいろいるわけです。これは、同じ八代市であったら一本化していただければと考えるわけです。
　ここで、報酬総額は、１億１千３百万とありますが、すごい報酬がでているわけですよね。やはりこれから先は、先ほど、金が税収不足と言われましたので、そういうことも行政の見直しか何かで、経費節減に努めるべきではないかと。それも住民自治組織を作るときの考え方としても、結構ではないかと思います。
（委員長）
　なかなか固いご意見であったと、ある面では、自らの首を絞める内容も入っていたかと思います。
（委　員）
　先ほど防災組織の話がありましたが、私の自治会は、３４０世帯あります。防災組織を作るときにですね、やはり、老人会、婦人会、民生委員さん、児童会、ＰＴＡ、農家組合、消防団すべて集まっていただいてですね、防災組織を作ったわけです。
　そして、防災組織には、６０歳以下の方をたててくれと、また、消防団はダメですよと。消防団は、いざ震災のときに全部、本部のお手伝いです。ですので消防団は入れないと。
　町内でもって、平成１４年にしっかりとした組織を作りました。今年は、町内だけで防災訓練をしてみたいと思います。八代でも校区単位で作っているところもありますよ、金剛とか麦島。ところが、いざ震災が発生した場合は、町内単位でないと活動できないわけですよ、町内会長の下、或いは区長さんの下、嘱託員

さんの下で。
　校区単位というのは、私は疑問なのですよ。やはり町内には、老人会、婦人会、民生委員さん、児童会、ＰＴＡ、農家組合、消防団がいますから、この人たちと常に連携を取っていく。そういうふうなことです。
（委　員）
　先ほどから言われる町内会とか自治会とかは、こちらは全然判らないわけですよ。どこが町内会なのか、どこが自治会なのか。うちは、行政区で１６校区わかれているものですから、すぐ判りますけども、町内会がどこまでなのか、自治区がどこまでなのか全然、検討がつかないのです。
（委　員）
　区長会の名称はですね、旧八代市にお願いをしていたのです。いつのまにか、市政協力員になっていた。この前の説明でも、今、委員がおっしゃったように、行政から通知文を出すときは、市政協力員ということが出てくるのです。官報とかを送るときは全部、市政協力員です。どう区分けをすればいいかわからない。ここをはっきりしないといけないのですよ。
（委　員）
　今、太田郷校区で町内は、いくつありますか。
（委　員）
　３０あります。
（委　員）
　では、千丁町は、１６ありますので、町内会がそういうことですか。
（委　員）
　そういうことです。
（委　員）
　うちも４０ぐらいの部落があるので、行政区の見直しもしなければならないという考え方もあるのです。
（事務局）
　一度、整理をしておきたいのですが、「八代地域分権型社会を目指して」という冊子の２６ページをお開きください。こちらに八代地域のコミュニティ活動ということで、小エリア、中エリア、大エリアという区分けをしております。これで、先ほど委員さんから自治会の再編成というお話をされておりますが、自治会というのは、地縁組織であって、戦後、地域の皆さん、近隣の皆さんで作られた組織で、行政とは全く違う自治組織であって、今後どのような社会変化が起きても存在していかなければならない基礎的な自治会活動でございます。
　ここで考える地域自治組織といいますのは、中エリアを検討しているということでございます。

そこで、今回すべて小学校区で検討しているわけではございません。ですので、ある程度の自治会を束ねたものであるとか、若しくは小学校区であるとか、そういったところを今回、ご検討していただきたいと考えておりますので、自治会の再編成というものは一切考えておりませんので、その点については、ご理解をいただきたいと思います。

（委員長）

はい。基本的なところは、今の説明で捉えてよろしいかと思います。自治活動というのは、住民の活動ですから、行政とは関係なく、自分たちが必要において何かやろうとすれば、常に活動すべき対象が出てくる。

先ほどの２６ページにある１００～３００世帯が小エリアとなっておりますね。これは、明治の市町村合併のときの単位がこれだったのです。つまり自然層でございまして、自然層を行政層に切り替えたときの基礎単位に、３０世帯から５０世帯が自然層いわゆる一集落だったものが自然にできた村という形。これを１０倍の３００から５００世帯にまとめて行政層にしてきたということです。今度は、さらに１０倍にしたのが、いわゆる中エリアということになっているわけなのです。そこで、どういう代表を選んで、この人を区長さんにして、その媒介役にしておこうかと。今は行政から付くようにしています。住民側から代表を選んで、行政とつなぎ役はこの人ですよと、文化の方面はこの人ですよと、いわゆる自治活動を母体として考えるかどうか。ここの場合は、殆ど行政委嘱という形の考え方で全部貫かれています。たまには、地方分権、域内分権と言われるのであれば、下から上へ持っていくのが本来の分権の姿なのです。ですから、そういう発想も取り込みながら、行政と住民側とで折り合いを成すとき、住民と行政の協働ということが生まれてくると思うのです。今は、行政が仕掛けて、協働だ、協働だと言っている形なものですから、いやそうではないと。それを、ちゃんと根付かせていく、そういう政策を考えていくべきであろうと、私は考えております。

（委　員）

ひとつ質問をさせていただいてよろしいですか。これまでの話を踏まえて、推進体制はよく判りましてけど、あと運営体制ですね、合併協議会の中では民間活動の中に、公民館活動ですか、補助金、助成金が出ていました。住民の数に応じてするような話があったことまでは伺っておりますけども、一応、福祉ということで負担をして運営をしておりますけども、後こういう体制になりましたときの活動費といいますか、そういう助成というものはあるのでしょうか。

（事務局）

先ほど、５ページのスケジュールのところで、「行政支援策について」ということで、今お尋ねの内容あたりについても、どういった形での支援策が必要なの

かということも検討の中に入っておりますので、その点も含めて検討をして参りたいということで考えております。
（委　員）
　法人格を持たせるとか、そのような検討も、私たちの町ではございましたので、それは支所のことなのですね。支所に法人格を持たせて活動をするかどうか。公民館活動の方に検討があっているかどうかのお答えを聞きたかったのですが。
（委員長）
　公民館活動と自治会活動とは、同一はできないと思うのですね。法的根拠も全く違いますし。ですから、法人格を与えるかどうか、自治体が条例を制定して法人格を与えようと思えば、与えたっていいと思います。
（委　員）
　地方自治は住民と行政が協働によっていくと思いますので、より良い運営ができなければ、推進体制もできないと思います。
（委員長）
　ですから、運営をしていくためのルールです、これをはっきりさせないといけないと思います。ルールをはっきりさせて、そして後は、目的と活動内容です、これによって、どう運営がうまくいくか、いかないかということだろうと思います。
　その中の一つとして、助成金の問題が出て来るかと思います。
　助成金で、すべて自治区の活動が賄われることは間違いです。基本的な間違いです。それは自治とは言いません。それは、行政治か官治です。いわゆる行政が治めるものであって、自治とは言いません。自治をやっていこうとすれば自分たちで責任を持ってやっていくことが自治なのです。だから、そのためには、ある目的を達成していくためには、自分たちが持っている能力を出し合っていく、これが民民協働なのです。私たち、市民と市民が協力しあって達成していく、それができないなら行政と協力するともっと多くのことができる、これが公民協働という具合になるわけです。
（委員長）
　はい。次回の開催の件だったかと思いますが、これからアンケート調査を行いまして、その整理後ということになりますので、３月中旬以降ということで、できるだけ早い時期に開催をしたいと考えております。宜しくお願いします。
　資料がたくさんございますので、自宅へお帰りいただいて、次回までに読んでもらって、おかしなことがあれば、ここは判らないならわからないと思い切って、次回突ついてください。宜しくお願いしておきます。
（事務局）
　※その他（口座振込みについて）

（委員長）

今日は、１０分ほどオーバーしましたが、本日の第１回目の会合は、これでお開きにさせていただきます。どうもお疲れ様でした。